

花巻市的人事行政の運営等の状況

1 任免及び人数の状況

(1) 採用及び退職の状況 (平成 19 年度)

項目	一般職員等
採用者数 (H20. 4. 1 付採用)	12人
退職者数 (H19. 4. 1～H20. 3. 31)	41人

(2) 職員定数管理の状況

ア 職員数の状況と主な増減理由 (各年 4 月 1 日)

区分	平成 20 年 (a)	平成 19 年 (b)	対前年増減数 (a) - (b)	主な増減理由 (平成 20 年)
一般行政職	612人	628人	△16人	事務の統廃合によるものであります。
その他	493人	506人	△13人	
合計	1,105人	1,134人	△29人	

※ 本表の職員数には、市長、副市長、収入役、教育長は含まれておりません。

イ 定員適正化計画の年次別実績 (各年 4 月 1 日現在)

平成 18 年 1 月 1 日 (合併の日) から平成 22 年度までの約 5 年間で 120 人 (約 10.1%) の縮減を数値目標とした計画を策定し、平成 20 年までに 66.7% の縮減を達成しました。

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	数値目標(平成 23 年)
職員数	1,156人	1,134人	1,105人	1,065人
増減数	△29人	△22人	△29人	△120人
対目標達成率	24.1%	42.5%	66.7%	—

※ 対目標達成率は、当該年までの累積増減数による率を表しています。

ウ 一般行政職の級別職員の状況 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
代表的な職	主事 技師	主任等	主査等	課長補 佐等	課長等	指定課 長等	部長 総合支 所長	
職員数	70 人	96 人	207 人	131 人	62 人	33 人	13 人	612 人
構成比	11.4 %	15.7 %	33.8 %	21.4 %	10.2 %	5.4 %	2.1 %	100.0 %
構成比	12.6 %	14.8 %	33.8 %	20.4 %	10.0 %	6.4 %	2.0 %	100.0 %

※ 本表の職員数は、保健師、保育士、幼稚園教諭等を除いた一般行政職員の級別職員数です。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成 19 年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (H20. 3. 31 現在)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成 18 年度の 人件費率
人 104,404	千円 46,534,506	千円 8,699,021	% 18.7	% 19.6

※ 人件費には、特別職に支給される給料、報酬を含みます。

(2) 給与費の状況 (平成 20 年度一般会計当初予算)

職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人 1,021	千円 3,944,760	千円 716,543	千円 1,592,652	千円 6,253,955	千円 6,125

※ 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(3) 職種別・学歴別初任給及び経験年数別平均給料月額の状況 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

区分		決定初任給	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大卒	161,600 円	242,311 円	289,527 円	346,044 円
	高卒	140,100 円	214,083 円	252,375 円	301,020 円
技能労務職		137,200 円	195,625 円	253,350 円	283,500 円

(4) 平均給料月額と平均年齢の状況 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

区分	花巻市		国 (北海道・東北)	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	328,583 円	43 歳 8 月	— 円	— 歳 1 月
技能労務職	300,782 円	45 歳 1 月	—	—

(6) 主な職員手当の状況

ア 扶養手当、住居手当、通勤手当（平成 20 年度）

区分	内 容
扶養手当	<p>1 配偶者 月額13,000円</p> <p>2 配偶者以外の扶養親族 月額 6,500円 ・ただし、配偶者のいない場合の 1 人目 月額 11,000円</p> <p>※ なお、16歳から22歳までの子の場合には、5,000円が加算される。</p>
住居手当	<p>1 借家・借間居住者 月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対し家賃の額に応じ、月額 27,000 円まで</p> <p>2 自宅居住者 月額 3,000 円</p> <p>3 留守家族が借家・借間又は自宅に居住している単身赴任者 1 又は 2 のそれぞれの 2 分の 1 の額</p> <p>※ 2 及び 3 のうち、所有に係る住宅については、新築・購入から 5 年以内のものに限る。</p>
通勤手当	<p>1 交通機関等利用者 運賃等に応じ月額 50,000 円まで</p> <p>2 自家用車等利用者 通勤距離に応じ月額 23,400 円まで</p>

イ 地域手当（平成 20 年度）

支給対象地域	東京	仙台
支 給 率	1 6 %	6 %
支給対象職員数	2 人	1 人
国 の 支 給 率	1 6 %	6 %
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額（平成 19 年度）		434,600 円

ウ 時間外勤務手当（平成 19 年度）

区分	平成 19 年度	平成 18 年度
支 給 総 額	344,357 千円	323,233 千円
職員 1 人当たり支給年額	345 千円	318 千円

エ 特殊勤務手当（平成 20 年度）

職員全体に占める手当支給職員の割合	14.8%
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額（平成 19 年度）	148,170 円
手当の種類（手当数）	9 種類
支給額の多い手当	清掃作業手当、救急業務手当（消防）
多くの職員に支給されている手当	税務職員手当、出動手当（消防）

オ 期末・勤勉手当の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

区分	6 月期	12 月期	計
期末手当	1.40 月分	1.60 月分	3.00 月分
勤勉手当	0.75 月分	0.75 月分	1.50 月分

※1 支給割合は、国と同じです。

※2 職務の級などによる加算措置があります。

カ 退職手当の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

退職手当の額は、退職したときの給料月額にこの表に示すような支給率を乗じて得た額となります。この支給率は国と同じです。

区分	花巻市	国
自己都合	勤続 20 年	23.50 月分
	勤続 25 年	33.50 月分
	勤続 35 年	47.50 月分
	最高限度	59.28 月分
勧奨・定年	勤続 20 年	30.55 月分
	勤続 25 年	41.34 月分
	勤続 35 年	59.28 月分
	最高限度	59.28 月分

キ 退職手当の 1 人当たり平均支給額（平成 19 年度）

一般職員	18,199 千円
------	-----------

(7) 特別職の報酬などの状況

特別職の職員のうち、市長、副市長、収入役あるいは市議会議員の報酬などです。

○特別職の報酬など（平成 20 年 4 月 1 日現在）

区分	報酬等月額	期末手当
市長	900,000 円	6 月期 1.60 月分 12 月期 1.80 月分 計 3.40 月分
副市長	720,000 円	
収入役	657,000 円	
議長	431,000 円	6 月期 1.60 月分 12 月期 1.80 月分 計 3.40 月分
副議長	369,000 円	
議員	339,000 円	

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（正規の勤務時間）

ア 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間とする。（花巻市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項）

イ 職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時30分までとする。

なお、この勤務時間中に午後零時から60分の休憩時間を置く。（職員の勤務時間に関する規程第2条）

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況（平成19年）

総付与日数 (a)	総使用日数 (b)	対象職員数 (c)	平均使用日数 (b) / (c)	消化率 (b) / (a)
25,276日	5,817日	637人	9.1日	23.0%

(3) 特別休暇の導入状況（主な特別休暇と付与日数）（平成20年度）

ア 骨髄提供のための休暇 必要と認められる期間

イ ボランティア休暇 5日の範囲内の期間

ウ 結婚休暇 連続する7日の範囲内の期間

エ 産前休暇 6週間以内（母性保護のために必要がある場合は8週間以内）に出産する予定である女性職員が請求した場合、出産の日までの請求した期間

オ 産後休暇 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間

カ 生後1年に達しない子を育てる職員のその子の保育のための時間 1日2回それぞれ1時間の期間

キ 夏季休暇 原則として連続する4日の範囲内の期間

ク 小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇 1年に5日の範囲内の期間

(4) 育児休業及び部分休業の利用状況（平成19年度）

育児休業は最大で3年間取得可能であり、また、子を養育するための継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するための制度として部分休業の制度を設けており、1日2時間の範囲内で部分休業を取得することができます。

ア 育児休業及び部分休業の取得者数

区分	男性職員	女性職員	計
平成19年度中に新たに育児休業を取得した職員		10人	10人
平成19年度中に新たに部分休業を取得した職員			
平成18年度から引き続き育児休業を取得している職員		12人	12人
平成18年度から引き続き部分休業を取得している職員			
平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員	18人	10人	28人

イ 育児休業の承認期間（平成19年度中に新たに取得した職員に限る。）

期間	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え 3年以下	計
取得職員数	3人	6人	1人				10人

ウ 部分休業の承認期間（平成19年度中に新たに取得した職員に限る。）

取得した職員は、ありません。

(5) 介護休暇の取得状況（平成19年度）

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために、6月の範囲内で介護休暇を取得することができます。

要介護者の統柄別	配偶者	父母	子	その他	計
取得職員数		1人			1人

取得期間

期間	1月以下	1月越え 2月以下	2月越え 3月以下	3月越え 4月以下	4月越え 5月以下	5月越え 6月以下	計
取得職員数	1人						1人

4 分限及び懲戒処分の状況（平成19年度）

(1) 分限処分者数

処 分 事 由	免職	休職	降任	降給	計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合		18人			18人
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定める事由による場合					
計		18人			18人

※ 処分者数は延人数であり、同じ職員が複数回休職処分になった場合を含みます。

(2) 懲戒処分者数（行為別）

処分の具体的な事由	免職	停職	減給	戒告	計
給与・任用に関する不正					
一般服務違反関係		1人		1人	2人
一般非行関係					
取扱等関係					
道路交通法違反			1人	2人	3人
監督責任					
計		1人	1人	3人	5人

(3) 刑事処分者数

事件の種類	懲役	禁錮	罰金	科料	計
取扱による場合					
横領による場合					
傷害・暴行による場合					
公職選挙法違反による場合					
道路交通法違反による場合					
その他					
計					

※ 刑事処分者はおりませんでした。

5 服務の状況（平成19年度）

職員は、全体の奉仕者として地方公務員法及び花巻市職員服務規程により、守らなければならぬ義務が定められており、高い倫理性をもって責務の遂行に努めて参ります。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況（平成18年度）

研修区分	研修の概要	開催回数	日数(延べ)	修了者数
基本研修	職員初級研修、管理者研修等	9回	29日	94人
特別研修	政策法務研修、接遇研修、民間派遣研修等	9回	24日	612人
派遣研修	海外派遣研修、長期派遣研修等	23回	2,385日	52人
計		41回	2,438日	758人

※ 長期派遣研修には、平塚市、十和田市との人事交流研修が含まれております。

(2) 勤務成績判定の実施状況

日常の勤務実績と職務能力を適正に評価し、昇給、昇格などの公正な給与処遇および昇任等を含む適切な職員配置の実現するため、平成19年度に課長級以上を対象として試行実施しております。今後も国、県の制度を参考にしながら勤務成績判定等の制度の本格的な導入に努めてまいります。

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利事業の概要

○職員の健康診断の状況（平成19年度）

対象職員数	受診者数	受診率
1, 134人	1, 051人	92.7%

(2) 公務災害補償の状況（平成19年度）

		一般職	技能労務職	企業職	その他	計
療養補償・休業補償 ・介護補償	件	3人			2人	5人
傷病補償・障害補償 ・遺族補償	件					
葬祭補償	件					
認定件数	件	3人			2人	5人

(3) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立の状況（平成19年度）

新規及び継続の件数とも該当事案はありません。